

建設工事における入札参加制限について

入札の参加者間において、一定の資本関係又は人的関係のある場合には、入札の適正さが阻害される恐れがあるため、公正な入札の執行の観点等から、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 実施内容

上下水道局が発注する予定価格が250万円を超える建設工事について、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（記2に掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者。組合（共同企業体を含む。記2（3）において同じ。）にあってはその構成員も含む。以下、「グループ企業」という。）の同一入札案件への参加は認めないこととします。

2 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

①子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 確認方法

グループ企業の同一入札案件への参加状況については、一般競争入札の事後審査において確認を行う予定です。

4 適用時期

平成31年4月1日以降に発注する案件から適用します。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、グループ企業の同一入札案件への参加を回避する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合等の入札の公正・公平を害する行為には当たらないものとします。

参考資料

工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成27年3月6日付け国地契第91号（最終改正平成28年6月14日付け国地契第27号））

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長

工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。

1. 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。2.（3）において同じ。）にあってはその構成員）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4のとおり取り扱うものとする。

2. 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現

に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示する。

(2) 工事希望型競争入札

工事希望型競争入札にあつては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者(以下「基準該当者」という。)は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

工事希望型以外の指名競争入札にあつては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 一般競争入札

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は無効として取り扱うものとする。

(2) 工事希望型競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

(3) 工事希望型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

附 則

1. 本通達は、平成27年4月1日以後に記3に規定する明示を行った工事より適用するものとする。
2. 「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成16年3月30日付け国地契第89号)は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに当該通達記

3に規定する明示を行った工事については、なお従前の例による。